

## シンガポールにおける個人情報保護法の概要

アジア & 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年9月27日号

執筆者:

[村田 知信](#)

[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

[秋山 栞](#)

[s.akiyama@nishimura.com](mailto:s.akiyama@nishimura.com)

シンガポールでは、Personal Data Protection Act 2012（以下「PDPA」といいます。）が個人データの保護について横断的に規律しており（PDPAは2020年に重要な改正が行われ2021年2月1日付で施行されています。）、その下位規則としてPersonal Data Protection Regulations 2021を含む複数の規則が存在しています。また、個人情報保護委員会（以下「PDPC」といいます。）から、Advisory Guidelines On Key Concepts In The Personal Data Protection Act等の複数の関連ガイドラインが公表され、適宜更新されています。以下、PDPAの概要について紹介します。

### 1. 個人データの定義

PDPAにおいて保護される個人データとは、真実であるか否かを問わず、当該データから、又は当該データとその組織がアクセス可能なその他の情報とを合わせて個人が識別可能なデータです。ただし、少なくとも100年間存在する記録に含まれている個人データ又は死亡して10年以上が経過しているデータ主体の個人データは保護されません。

なお、PDPAでは、センシティブな個人データについて特別な定義を定め加重した規制を適用する建付は採用されていませんが、一定のセンシティブな個人データについてはデータブリーチの際に人数を問わず通知義務の対象となるため、留意が必要です。

### 2. ビジネスコンタクト情報の例外

PDPAでは、個人の氏名、肩書、勤務先の電話番号・住所・電子メールアドレス・Fax番号、その他の同種の情報はビジネスコンタクト情報に該当し、原則としてPDPAの規制が適用されません。

ただし、上記のような情報であっても、私的目的のみを理由として組織に提供された場合（例えば従業員がプライベートでオンラインサービスを利用する際の登録時に会社の電子メールアドレスを利用した場合）、当該組織にとって当該情報はビジネスコンタクト情報には該当しないため、留意が必要です。

### 3. 適用対象及び域外適用の有無

PDPAの適用対象となる「組織（organization）」とは、国内外の個人、会社、社団又は人の集合体、団体（法人化の有無を問わない。）を意味します。

域外適用について明記した規定は存在しませんが、組織が国内の組織に限定されていないこと及び PDPC の処分例から、国外の組織であっても、シンガポールに所在する個人データの収集、利用又は開示に関連する活動を実施する場合には PDPA が域外適用されると解されています。もっとも、当該域外適用の基準は明確とは言い難いことから、域外適用の論点は実務上よく問題となります。

#### 4. Privacy Notice の要否・内容

組織は、個人データの取得、利用又は開示以前に、その目的、及び、データ主体からの求めに応じて個人データに関する質問に組織を代表して答えることができる人物のビジネスコンタクト情報をデータ主体に通知する必要があります。

#### 5. 同意取得義務の有無・内容

組織は、個人データを収集、使用又は開示するために、原則としてデータ主体から明示的な同意を取得する必要があります。もっとも、2020 年の法改正で同意取得を不要とするための規定が追加された結果、実務的には同意取得が不要となる場合が多くなってきています。明示的な同意取得が不要となる場合の概要は以下のとおりです。

##### (1) みなし同意が認められる場合

①データ主体がある目的のために自ら個人データを提供し組織が当該目的のために個人データを収集、利用又は開示する場合で、かつ、当該情報提供に合理性が認められる場合、②データ主体との契約又は取引の締結・履行のために個人データの開示・収集・利用が合理的に必要な場合、又は、③個人データの収集、利用又は開示の目的がデータ主体に適切に通知され、合理的な期間を設けたにもかかわらずデータ主体がオプトアウトをしなかった等の要件を満たす場合には、データ主体からの同意があったものとみなされます。

##### (2) 同意が不要となる場合

みなし同意の他に、そもそもデータ主体の同意取得が不要な場合も定められており、例えば大要以下のような場合が該当します。

- ① 明白にデータ主体の利益となる目的のために必要な場合（適時に同意を取得できない又は同意の留保が合理的に見込まれない場合に限る）
- ② データ主体を含む個人の利益又は健康、生命若しくは安全を脅かす緊急性の高い事態に対応する場合
- ③ 一般に公表されている個人データの場合
- ④ 個人データの収集、利用又は開示により得られる組織の利益又は公益が当該収集、利用又は開示によりデータ主体が被る不利益よりも大きい場合（調査、評価、雇用、契約終了等のために個人データが必要な場合等の広範な事由が含まれる）
- ⑤ 適法に収集した個人データを、業務の効率若しくはサービスの改善、製品サービスの開発若しくは品質向上、又は組織による顧客の属性や嗜好等の確認のために利用する場合
- ⑥ 個人データを研究目的で利用又は開示する場合であり、当該個人データの利用や研究結果がデータ主体に悪影響を及ぼすことがなく、また研究結果が個人を特定できるような形態では公表されない場合
- ⑦ M&A 取引のために組織の従業員、顧客、役員、株主等の個人データを開示する場合

## 6. データ主体の権利の有無・内容

データ主体には個人データへのアクセス権、訂正権及び同意の撤回権が認められています。データポータビリティの権利も認められていますが、2024年9月時点では施行されていません。

## 7. データ保存期間

具体的な保存期間は規定されていませんが、組織は、個人データの収集目的が達成され、かつ、保存する法令上又はビジネス上の理由がなくなった場合には、個人データを破棄又は匿名化する必要があります。

## 8. データ処理委託のための要件

組織は、個人データの処理を第三者に委託する場合、自らが処理を行っている場合と同様に PDPA 上の義務に服するため、当該委託先に対して PDPA を遵守させるための契約を締結する必要があります。そのような契約に関するガイドラインも存在します。なお、そのような場合の委託先はデータ仲介者（data intermediary）と呼ばれ、PDPA 上当該委託先には当該個人データの処理について安全管理義務等の限定的な義務が課されることとなります。

## 9. 国外移転規制

組織は、個人データをシンガポール国外に移転する場合、①データ主体の同意取得等の一定の要件を満たすか、又は、②移転先において法律上執行可能な形で PDPA と同等の個人データ保護レベルが確保されるための措置を実施する義務を負います。

上記①のとおりデータ主体の同意による域外移転も可能ですが、同意に基づいて個人データを移転する場合には、同意を取得する前に、移転先で PDPA に相当する保護が与えられる範囲を合理的に説明した文書がデータ主体に交付される必要があります。また、ガイドラインでは上記②の措置が実施可能な場合には同意取得ではなくまずそちらを検討することが推奨されています。そのため、実務的には、上記②の措置として、移転先に PDPA に相当する保護義務を課すために、移転先との契約締結又はグループ会社間の移転の場合は移転先に適用される社内規則の策定によって対応する例が多く見られます。

なお、上記②の措置としての契約について、ガイドラインでは、2021年1月21日に公表された、ASEAN Model Contractual Clauses for Cross Border Data Flows（所謂 ASEAN モデル条項）の利用が可能であるとされており、当該モデル条項を PDPA に適合させるために修正が必要な点を示したガイドラインも公表されています。これに対して、社内規則については依拠可能な雛形等は公表されていません。

## 10. データブリーチ通知義務

PDPA において、データブリーチとは、組織が保持若しくは支配する個人データへの無権限でのアクセス、

使用、開示、複製、改ざん、破棄が生じた場合、又は、それらが生じる可能性がある形態で個人データが記録されているメディアやデバイスが紛失した場合だと定義されています。

組織は、データブリーチがデータ主体に重大な影響を生じさせる若しくはその恐れがある場合又はデータブリーチの規模が大きい場合には、個人情報保護委員会に対して 3 暦日以内に通知をする義務を負います。また、データ主体に重大な影響を生じさせる又はその恐れがある場合には、データ主体に対して出来るだけ速やかに通知する義務を負います。

この点、ガイドラインでは、個人情報保護委員会及びデータ主体に対して通知が必要とされる「データ主体に重大な影響を生じさせる又はその恐れがある場合」とは、データ主体の氏名、識別番号、アカウント情報、パスワード等と共に一定のセンシティブな情報が漏洩等した場合とされています。また、当局に対する通知が必要とされる「データブリーチの規模が大きい場合」とは、データブリーチが 500 人以上のデータ主体に関するものである場合とされています。

## 11. データ保護責任者選任

事業者は、PDPA の遵守を確保する責任を有するデータ保護責任者を選任した上で、その連絡先を公表する必要があります。公表方法としては、当局のウェブサイトに登録して公表する方法や自社ウェブサイト等で公表する方法等が考えられます。当該義務は個人データを処理する全ての組織に適用されるため、留意が必要です。

## 12. ペナルティ

組織が PDPA に違反した場合、PDPC から是正命令や制裁金等の行政上の処分が下される可能性がある他、データ主体に対して民事責任を負う可能性や、一定の重大な違反の場合は刑事責任を負う可能性もあります。

PDPC が科すことができる制裁金については、2022 年 10 月 1 日から、金額上限が 100 万シンガポールドル（約 1 億 1000 万円）まで又はシンガポールでの組織の年間売上高の 10 パーセントまで（より高額の上限が適用される）となりました。PDPC は実際に年間数十件制裁金を科していますので、留意が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)